



号 外

平成 18 年

5月12日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立

（水産課）

一

告 示

香川県告示第四百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十二条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十八年五月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

さぬき市津田町鶴羽一五六七番地五 宇山 光司

さぬき市津田町鶴羽一五九〇番地三 大塩 正憲

さぬき市津田町津田一三一一番地 木村 勝博

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号鶴羽・津田区域

1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業

平成十八年五月十二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています